

監査委員意見書

平成30年3月16日

広島県監査委員

目 次

1	工事請負契約の適正な事務処理	1 P
2	毒物及び劇物の適正な管理	2 P
3	庁舎等のセキュリティ確保	2 P
4	新地方公会計制度（統一的な基準）に基づく財務書類の作成	3 P
5	県有施設の安全管理	4 P
6	監査結果に対する措置等の状況	4 P
	別紙 監査結果に対する措置等の状況	5 P

1 工事請負契約の適正な事務処理

工事請負契約の適正な事務処理については、昨年度の監査委員意見で、「適正な契約手続の徹底」、「厳格な工事監督の実施」、「公正・客観性を担保した検査の徹底」を図るよう意見を述べたところである。

しかしながら、今年度の監査において、依然として、契約の原則（公平・競争・経済性）から逸脱した契約手続、不十分な設計金額の積算、仕様が未達成など、公共工事に対する県民の信頼を損なうおそれがある事務処理が、多数見受けられたところである。

監査で指摘・指導等した事案については、再発防止に向け、関係法令等の理解と遵守について、職員への周知・徹底を図るとともに、管理・監督者も含めた組織的な取組に努めていただきたい。

なお、設計及び監督・検査業務においては、専門職員の技術継承に留意していただきたい。

また、専門職員を配置していない組織への支援等についても、検討していただきたい。

【今年度の監査で見受けられた主な指摘事案等】

- 契約に係る事案
 - ・当初契約の工事内容と著しく異なる工事を変更契約で処理
（道路改良工事に電気工事や離れた場所の舗装工事を変更契約で追加など）
 - ・異工種の工事を一括発注
 - ・一括発注可能な工事を分割発注
 - ・設計金額を客観性や信頼性が十分でない見積書で積算
- 監督・検査に係る事案
 - ・仕様が満たされていないにもかかわらず、完成検査を完了
 - ・中間検査が未実施
- その他事案
 - ・建設リサイクル法に基づく手続きが未実施

2 毒物及び劇物の適正な管理

毒物及び劇物の不適正な管理については、組織全体として改善するよう、数年にわたり、繰り返し指摘してきたところである。

しかしながら、今年度の監査において、数年間、全く使用していないものや使用目的が引き継がれていないものが多数保管されている状況が見受けられるなど、指摘等の趣旨が組織全体に浸透していない状況が見受けられたところである。

毒物及び劇物は、事故や盗難・紛失等によって、県民に多大な影響を及ぼすおそれがあることを組織全体で再認識するとともに、その取扱いや保管には、相応のリスク・コストが伴うことを踏まえ、使用予定のない毒物及び劇物の把握・廃棄や購入数量を厳密に見積もるなど、県全体の毒物及び劇物の適正数量の管理に努めていただきたい。

また、本年度から、県全体の毒物及び劇物の所管については、会計管理部と健康福祉局の共管とする整理がされたところである。今後、この整理・取扱いを十分に活用し、毒物及び劇物の厳重管理に組織全体で取り組んでいただきたい。

3 庁舎等のセキュリティ確保

現在、県の庁舎及び施設においては、開庁時間内であれば、県民に広く開放され、誰もが自由に出入り可能である。

このため、情報漏えいや不審者の侵入等に備え、特段の対策・配慮の必要性が想定されるが、具体的なリスク対策が採られていない状況である。

こうした中、昨年5月に発覚した広島中央警察署の証拠品盗難事件を教訓として、入庁制限の必要性の検討や休日等における部外者を含めた入退庁管理の仕組みづくりなど、庁舎及び施設全体のセキュリティの在り方について、検討中のもも含め、メリット・デメリットを慎重に比較衡量しながら、幅広い視点で検討していただきたい。

また、検討に当たっては、より一層の個人情報をはじめとした情報管理や現金その他物品等の県有財産の管理にも留意していただきたい。

4 新地方公会計制度（統一的な基準）に基づく財務書類の作成

昨年 11 月に、新地方公会計制度（統一的な基準）に基づく、県全体の財務書類が作成・公表されたところである。

統一的基準に基づく財務書類は、団体間比較を可能とするだけでなく、予算編成や公共施設マネジメントなどに幅広く活用できるものであることから、適正な財務書類の作成・活用に向け、専門的知識を有する職員の人材育成に取り組むとともに、県民への説明責任を果たすため、分かりやすい財務情報の提供に取り組んでいただきたい。

また、次の特別会計においては、関係法令等の趣旨を尊重し、財務書類の基本的統一性の確保に留意するとともに、経営状況のより一層の透明化に取り組んでいただきたい。

（1）県営林事業費特別会計

財務書類への森林資産の計上に当たっては、一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づき、保有目的別に、適切な計上方法を選択するとともに、県が債権放棄した分収造林事業のその後の改善状況に係る県民への説明にも留意し、より一層の透明化を図っていただきたい。

（2）港湾特別整備事業費特別会計

港湾整備事業は、地方財政法に規定する公営企業であり、原則として、その経費は当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない独立採算性であることを十分に認識し、引き続き、事業の経営状況を的確に反映した財務書類の作成に努めるとともに、港湾特別整備事業費特別会計全体の整備計画や地方債の償還計画、その償還財源となる港湾使用料の推計など、将来の資金収支等を明らかにする資料を速やかに作成・公表していただきたい。

5 県有施設の安全管理

県有施設の安全管理については、過去の監査で安全点検の着実な実施や不具合箇所¹の修繕等について、意見を述べてきたところである。

しかしながら、昨年1月に仙酔島の木製遊具事故が発生し、県においては、安全対策が不十分であったとして、県全体の緊急点検を実施するとともに、点検方法の見直しが行われたところである。

今後の再発防止に向けた取組として、県有施設の安全管理は、設置者である県の責務であることを組織全体で再認識し、日常点検を行っている指定管理者等からの意見・情報提供には迅速に対応するとともに、緊急点検等で判明した危険箇所については、使用・立入禁止として長期間放置されないことがないように、速やかな実効的措置に取り組んでいただきたい。

また、県有施設の安全管理が指定管理者の経営状況に左右されないよう、点検や修繕に要する費用負担の在り方について再検討するとともに、耐用年数の経過等による設備の更新等に当たっては、単に撤去・更新するのではなく、利用者ニーズの把握や施設のコンセプトの見直しを行うなど、県民が望む施設が安心して利用できる環境づくりに努めていただきたい。

6 監査結果に対する措置等の状況

平成28年度定例監査・重点行政監査の指摘事項等並びに平成27年度及び平成26年度定例監査・テーマ監査の未改善事項の計104件に対する執行機関の措置等の状況を確認したところ、「改善済み・改善見込み」が76件(73.1%)、「改善に着手」が23件(22.1%)となっている。(別紙「監査結果に対する措置等の状況」参照)

改善が図られた主なものとしては、

- ・契約事務の適正な事務処理の徹底
- ・道路、河川等占用料請求漏れに対する再発防止策の徹底
- ・補助金交付事務のチェック体制の強化

などが挙げられる。

また、改善が不十分であり、引き続き、取組状況の報告を求める主なものとしては、

- ・特別会計に係る財務書類の透明化、資金収支等の作成、公表
- などが挙げられる。

監査結果に対する措置等の状況

1 監査結果に対する措置等の状況

○ 平成 26 年度から平成 28 年度における総括

監査結果のフォローアップとして、平成 28 年度監査結果に対する執行機関の措置状況（地方自治法第 199 条第 12 項）、平成 26 年度及び平成 27 年度の監査結果のうち未改善事項に対する取組状況を確認したところ、次表のとおりであった。

今年度、確認対象となった件数は、合計 104 件であり、このうち「改善済み」又は「改善見込み」が 76 件で、改善率にして 73.1%（昨年度は 73.7%，一昨年度は 56.7%）となっている。

なお、改善が不十分と思われるものについては、引き続き、その後の取組状況の報告を求めるほか、必要に応じて改めて指摘を行うなど、改善に向けた取組が推進されるよう努める。

(単位：件)

区分			確認対象件数			措置等の状況				
			27年度	28年度	29年度	改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他※
28 年度 指摘 ・ 改善	定 例 監 査	県機関	/	/	54	42	9	3		
		出資法人等			22	21	1			
		小計			76	63	10	3		
	重点行政監査 (補助金の適正な執行)	4			4					
	計	80			(83.8%) 67	(12.5%) 10	(3.8%) 3			
27 年度 指摘 ・ 改善	定 例 監 査	県機関	59	4	3	1				
		出資法人等	9	1		1				
		小計	68	5	3	2				
	テーマ監査 (県有施設の安全管理)	9	2	1	1					
	計	77	7	(57.1%) 4	(42.9%) 3					
26 年度 指摘 ・ 改善	定 例 監 査	県機関	66	7	3	1	2			
		出資法人等	13	3	0					
		小計	79	10	3	1	2			
	テーマ監査(未利用県有 地の利活用及び処分)	15	15	14	4	8		2		
	計	94	25	17	(29.4%) 5	(58.8%) 10		(11.8%) 2		
合計				104	(73.1%) 76	(22.1%) 23	(2.9%) 3	(0.0%) 0	(1.9%) 2	

※執行機関の考えや見解が妥当又はやむを得ないと認められるもの。

また、今年度までの、各年度の定例監査の指摘・改善事項 改善率は、平成 28 年度分 82.9%、平成 27 年度分 96.7%、平成 26 年度分 97.2%となっている。

年度	指摘・改善事項 数 A	確認対象外件数 B ※	確認対象件数 C (A-B)	改善済件数 D			改善率 (D/C)	
				年度				
				27	28	29		
28	76	0	76	/	63	63	82.9%	
27	68	7	61	/	56	3	59	96.7%
26	79	8	71	63	5	1	69	97.2%

※次年度の監査で改善状況を確認する等により、フォローアップの対象としない事項。

2 改善が図られた主な事項

(1) 契約事務に係る不適正な事項について（平成 28 年度定例監査）

変更契約手続を行っていないものや産業廃棄物管理票を交付していないものなど、契約に係る事務処理や関係書類に不備があったものなどについて、要綱や手引き等に基づく規定内容を再確認し、適正な事務処理の徹底が図られた。（総務局・健康福祉局・農林水産局・土木建築局・教育委員会事務局）

(2) 歳入事務に係る不適正な事項について（平成 26, 27, 28 年度定例監査）

道路・河川等占用料の請求漏れについて、原因の分析を行い、システム改修や業務手順書の作成等に取り組み、再発を防止する措置を講じた。また、行政財産使用料の徴収手続時期の遅延等については、組織でのチェック体制の強化等を行い、適正な事務処理の徹底が図られた。（健康福祉局・農林水産局・土木建築局・教育委員会事務局）

(3) 補助金の不適正な執行について（平成 28 年度重点行政監査）

補助金交付事務を行う際のチェックが不十分であったこと等が原因であったため、組織でのチェック体制の強化等を行い、再発を防止する措置を講じた。過大に交付していた補助金については、返還を受けた。

3 今後の取組状況の報告を求める主な事項

特別会計に係る財務書類の作成・公表（平成 28 年度定例監査）

農林水産局における県営林事業費特別会計について、「県営林事業」及び「分収造林事業」それぞれの経営成績や財政状態が分かるよう、より一層の透明化を図る必要がある。

土木建築局における港湾特別整備事業費特別会計については、港湾機能施設整備事業も含めた会計全体の財務書類を作成・公表するとともに、港湾機能施設整備事業の整備計画や地方債の償還計画、その財源となる港湾使用料の推計など、将来の資金収支等を明らかにする資料を作成・公表する必要がある。

〈確認基準〉

区 分		内 容	摘 要
A	改善済み	監査結果を基に改善の措置を講じ、改善を終えたもの。	その後の取組状況の報告を求めない
	改善見込み	監査結果を基に改善中で、改善が確実であると見込まれるもの。	
B	改善に着手	監査結果を基に改善に着手しているもの。	その後の取組状況の報告を求める
C	検討に着手又は検討していく	監査結果を基に改善に向けて検討がなされている又は検討しようとしているもの。	
D	取り組んでいない	監査結果に基づく取り組みがなされていないもの。 (改善も検討もしていないもの)	
E	その他（妥当又はやむを得ない）	執行機関の考え、見解が妥当又はやむを得ないと認められるもの。	その後の取組状況の報告を求めない
F	その他（見解の相違）	監査委員と執行機関との考え、見解に相違があるもの。	
G	その他（その他）	その他（上記以外のもの）	

(参考) 年度別措置状況等について

1 平成28年度定例監査・重点行政監査に対する措置の状況

(1) 定例監査

【県の機関】

(単位：件)

区分	指摘事項・ 改善を求める 事項	措置状況				
		改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
本 庁	指摘事項	6	5		1	
	改善を求める事項	3		1	2	
	計	9	(55.6%) 5	(11.1%) 1	(33.3%) 3	
地 方 機 関	指摘事項	35	33	2		
	改善を求める事項	10	4	6		
	計	45	(82.2%) 37	(17.8%) 8		
合計	54	(77.8%) 42	(16.7%) 9	(5.6%) 3		

注1 指摘事項とは、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるもの（軽微なものを除く）

注2 改善を求める事項とは、指摘には至らないが、改善を求めるもの（長期未納のうち改善を求めるものを含む）

注3 合計の（ ）内は、指摘事項・改善を求める事項の件数に対する割合

【出資法人等】

(単位：件)

区分	指摘事項・ 改善を求める 事項	措置状況				
		改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
指摘事項	20	20				
改善を求める事項	2	1	1			
合計	22	(95.5%) 21	(4.5%) 1			

(2) 重点行政監査

(単位：件)

区分	指摘事項・ 改善を求める 事項	措置状況				
		改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
補助金の適正執行	4	4				
合計	4	(100.0%) 4				

2 平成27年度定例監査・テーマ監査に対する取組状況（未改善分）

(1) 定例監査

【県の機関】

(単位：件)

区分	指摘事項・改善を求め る事項	未改善事項	措置状況					
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他	
本庁	指摘事項	13	0					
	改善を求め る事項	8	0					
	計	21	0					
地方 機関	指摘事項	29	0					
	改善を求め る事項	9	4	3 (75.0%)	1 (25.0%)			
	計	38	4	3	1			
合計	59	4	3 (75.0%)	1 (25.0%)				

注 未改善事項とは、指摘事項・改善を求めの事項のうち、昨年度の公表時点で改善が不十分であったもの

【出資法人等】

(単位：件)

区分	指摘事項・改善を求め る事項	未改善事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
指摘事項	8	0					
改善を求め る事項	1	1		1			
合計	9	1		1 (0.0%)			

(2) テーマ監査

(単位：件)

区分	意見	未改善事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
県有施設の安全管理	9	2	1	1			
合計	9	2	1 (50.0%)	1 (50.0%)			

3 平成26年度定例監査・テーマ監査に対する取組状況（未改善分）

(1) 定例監査

【県の機関】

(単位：件)

区分	指摘事項・ 改善を求め る事項	未改善事項	措置状況					
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他	
本庁	指摘事項	17	0					
	改善を求める事項	15	1					
	計	32	1					
地方 機関	指摘事項	25	0					
	改善を求める事項	9	2	1	2			
	計	34	2	(33.3%) 1	(66.7%) 2			
合計	66	3	(33.3%) 1	(66.7%) 2				

【出資法人等】

(単位：件)

区分	指摘事項・ 改善を求め る事項	未改善事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
指摘事項	7	0					
改善を求める事項	6	0					
合計	13	0					

(2) テーマ監査

(単位：件)

区分	意見	未改善事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
未利用県有地の利活用 及び処分	15	14	4	8			2
合計	15	14	(28.6%) 4	(57.1%) 8			(14.3%) 2